

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 介護保険課 管理係	
許 認 可 等 名	指定地域密着型サービス事業者の指定	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第78条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5587)	
審 査 基 準	基 準	介護保険法第78条の2及び第78条の4並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準のとおり。
	参 考 事 項	介護報酬の解釈 (発行所 ; 社会保険研究所)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 _____ 日 (休目を除く・休目を含む) (設定しないものについてはその理由) 指定申請時には施設基準の確認、人員基準による職員の確保等、更新申請時には実地指導を実施し、基準遵守の状況を確認するなど、審査に長期間を有する場合があります、標準処理期間の設定は馴染まない。
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)